

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

近年、無線LAN機能を搭載したスマートフォン等のモバイル通信端末の普及等を背景として、無線LANを利用する機会が増えてきている。こうした状況を踏まえ、無線LANの安心・安全な利用や普及のために必要な方策について検討を行うため、総務省において、平成24年3月から「無線LANビジネス研究会」を開催し、平成24年7月には報告書を取りまとめたところである。本報告書においては、今後の無線LAN事業の円滑な遂行に資する観点から、関係者が取り組むべき事項について提言がなされており、その中で「公衆無線LANサービスについては、時代の変化に応じてサービスの提供形態が多様化しており、必要に応じ、規定の明確化を図る等の観点から、電気通信事業法関連の省令などの関係規定について見直しの検討を行う必要がある」とされている。

本報告書における提言等を踏まえ、多様化しているサービス提供形態について規定整備を行うとともにこれに応じた契約数等を把握することが必要であると考えられるため、今般、「公衆無線LANアクセスサービス」の定義を見直すとともに、それに対応した契約数等について把握するため、電気通信事業報告規則について改正を行うもの。

2 改正の概要

提供形態が多様化している公衆無線LANアクセスサービスについて、所要の規定整備を行うもの。主な改正事項は以下のとおり。

(1) 公衆無線LANアクセスサービスの定義について

① 接続される移動端末設備の範囲の拡充

公衆無線LANアクセスサービスは、これまでモバイルパソコン等による利用が中心であったところ、無線LAN機能を搭載したスマートフォン等の普及に伴い、当該端末を対象とした公衆無線LANアクセスサービスが広く展開されている状況を踏まえ、接続される移動端末設備の範囲を拡充する。

② 多様化する提供形態に対応した規定整備

公衆無線LANアクセスサービスの提供形態が多様化し、設備の設置形態によって、現行規定される設備（端末系伝送路設備（注1））の範囲に含まれないとされる設備（端末設備（注2））を用いてサービス提供が行われる場合があるため、そのような設備を用いたサービスも公衆無線LANアクセスサービスに含める規定の整備を行う。

(2) 報告事項等に関する事項

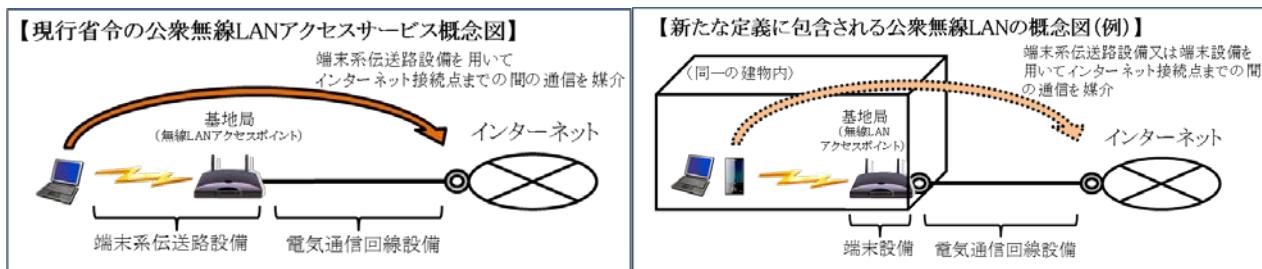
- ① エンドユーザに直接公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者については、報告対象事業者に係る閾値を設ける（契約数3万以上）。
- ② エンドユーザに直接サービスを提供せず、自ら設置した公衆無線LANアクセスサービスに係る基地局を他の電気通信事業者等に卸電気通信役務契約等により提供する形態に係る報告を受ける。
- ③ 公衆無線LANアクセスサービスに係る基地局数も報告内容に含める。

(注1)

端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備のこと。

(注2)

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に設置されるもの。



3 施行期日

公布の日から施行し、報告期限が平成26年4月1日以降である報告から適用。